はい (いいえ

はいていいえ

欠格事由チェック表

特定非営利活動法人 福岡会 法人名 チェック欄 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該 当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

- 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を 取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営 利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日 から5年を経過しないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 を経過しない者
- ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条 等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に 違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなっ た日から5年を経過しない者
- 暴力団の構成員等 ^(注2)
- 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人
- 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しな い法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税 証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の 添付が必要となります (注3))。
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人
- 6 次のいずれかに該当する法人
 - 暴力団

暴力団

暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 •無
П	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなっ た日から5年を経過しない者の有無	有·無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、 若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若 しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わ った日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 ·無
	暴力団の構成員等の有無	有 · 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・(いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はいくいいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当 納税証明書を添付 から3 年を経過しない法人	はいしいいえ
系付	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上します ら交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付 を受けた滞納処分に係る納税証明書 (国税、県税、市税の納税証明書 計3種) を添付	添付 未添付
書類	すること (役員報酬規程等提出書には添付不要)	
書類 	すること(役員報酬規程等提出書には添付不要) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はいしいい

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署 長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所に おいて国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市 区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

納税証明書について

国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、添付が必要です。

地方税は主たる事務所が所在する所轄の県税事務所および、福岡市役所・納税管理課(北別館2階)または各区役所・課税課に、「滞納処分に係る納税証明書」(過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書)の交付を申請します。

所得税や法人税、消費税等の国税については、主たる事務所が所在する所轄の税務署に、「納税証明書(その4)」滞納処分を受けたことがない証明書」の交付を申請します。

認定申請日の前日において該当する事実がないことの証明が必要なため(引き続き認定日まで該当していることが原則です。)、納税証明書の取得はなるべく申請日の直前に取得するようにしてください。

※今まで一度も税金の納付をしたことがない法人の場合

- 1. 均等割の減免申請をして県民税や市民税を払っていない場合 県税事務所や福岡市役所には、法人の記録がありますので「滞納処分に係る納税証明書」が交付されます。
- 2. 過去に法人税、消費税、源泉所得税の申告、納付を一切したことがない場合 税務署に登記事項証明書(登記簿謄本)を持参し申請すると「納税証明書(その4)」が交付されます。